

2015年度 第7回 アクティオ助成基金 応募要項

1、アクティオ助成基金とは

一般社団法人アクティオは、2009年より環境問題、人権問題や平和運動などに取り組む団体・個人を対象に助成事業を行っています。

持続可能で多様性ある社会づくりに寄与する市民活動を資金面で支援します。

2、助成基金の用途

(1) 活動・運動・事業を始めたり、発展させていくために必要性の高い機器の購入費など。

(2) 活動・運動・事業の実施のために直接必要となる経費。

※経常的に出る経費（人件費や家賃等）や借入金などの返済は対象になりません。

3、助成内容

(1) 助成総額：100万円（上限）予定

(2) 1団体に対する助成金額：10万～40万円

応募は1団体あたり1事業のみとなります。

4、助成対象期間

原則として2015年12月20日から2016年11月19日（11ヵ月間）に実施するプロジェクトが対象です。

5、選考

一般社団法人アクティオの理事会で第一次審査を行い、その後アクティオ会員による選考会を経て決定します。第一次審査の可否はメールにてお知らせします。

第一次審査を通過した応募団体・個人は、選考会（2015年12月13日）にてプレゼンを行っていただき、その場で会員の投票によって決定します。

プレゼンに参加できない場合は、審査対象になりません。

助成団体は、助成事業事務局と覚書を締結します。覚書締結後、1ヵ月以内を目途に助成金を交付します。

6、応募要項・申請書

詳しい応募要項と、申請書をHPからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

一般社団法人アクティオ 助成事業事務局

T E L / F A X 050-3383-3921

mail@actio.gr.jp

7、応募方法

所定の申請書に記入、必要書類を添付のうえメール、郵送（宅急便不可）にて下記応募書類提出先へ送付して下さい。

持参、FAXによる提出は受け付けておりません。

メール到着後1週間以内に「受理」の通知をメールまたは郵送にてお送りします。

応募書類送付先

一般社団法人アクティオ 助成事業事務局

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町3-21-5ヒガシカンダビル307号

mail@actio.gr.jp

応募期間

2015年9月15日（火）～11月2日（月）必着

8、事業の実施について

- (1) 助成事業を実施しなかった申請団体・団体代表者・個人については、3年間、新たな助成申請を受け付けないことがあります。また実施しなかった残金は返還していただきます。万一、助成事業の実施・継続に不安が生じた際には、直ちに事務局にご相談ください。
- (2) 物品の購入、または研修やシンポジウムなどを開催した場合、購入物あるいは掲示物、チラシ等にアクティオ助成基金の事業である旨の表記をしてください。
- (3) 事業の未実施などにより、残金が生じた場合、2016年11月30日までにアクティオ助成金事務局に返還していただきます。再度、助成金を希望の場合は、改めて申請書をお送りいただき、審査を受けることになります。

9、活動事業報告

本助成事業に係る活動は、2016年11月19日に終了するものとし、同日をもって会計報告を含む活動事業報告をまとめ、「アクティオ助成基金による活動報告書」を2016年11月30日までにメールまたは郵送にて提出していただきます。

また本助成を受けた団体は、授与式および報告会（2016年12月を予定）に参加することを条件とします。

不参加の申請団体・団体代表者・個人については、3年間、新たな助成申請を受け付けないことがあります。